

平成十六年法律第二百一十六号

武力攻撃事態及び存立危機事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 外國軍用品等の海上輸送の規制（第四条—第六条）
- 第三章 外國軍用品審判所（第七条—第十五条）
- 第四章 停船検査及び回航措置（第十六条—第二十六条）
- 第五章 審判手続（第三十九条—第六十条）
- 第六章 回航措置（第二十七条—第三十四条）
- 第二節 雜則（第三十五条—第三十八条）
- 第七章 補償（第六十六条—第六十七条）
- 第八章 雜則（第六十八条—第七十二条）
- 第九章 審決の執行（第六十一条—第六十五条）
- 附則（第七十三条—第七十七条）

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第七十六条の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊（主として海において行動する同法第二十一條の二第二項に規定する共同の部隊（第十八条において「共同の部隊」という。）を含む。次条第六号、第四条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外國軍隊等 武力攻撃事態又は存立危機事態において、武力攻撃（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十条において同じ。）又は存立危機事態における武力攻撃（同法第二条第八号ハ（1）に規定する存立危機事態における武力攻撃をいう。次号において同じ。）を行つてゐる外国の軍隊その他これに類する組織をいう。
- 二 外國軍用品 次のイからチまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で、武力攻撃事態においては外国軍隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海（海洋）に関する国際連合条約に規定する排他的經濟水域を含む。以下同じ。）上の地域を、存立危機事態においては外国軍隊等が所在する存立危機事態における武力攻撃を受けている外国の領域又は当該周辺の公海上の地域を仕向地とするものをいう。
- 三 外國軍用品等 外國軍用品又は外國軍隊等の構成員をいう。
- 四 船舶 軍艦等（軍艦及び各國政府が所有し、又は運航する船舶であつて、非商業的目的のみに使用されるものをいう。以下同じ。）以外の船舶をいう。
- 五 船長等 船舶の船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。
- 六 艦長等 第四条第一項の規定により第四条の規定による措置を命ぜられた海上自衛隊の自衛艦その他の部隊の長をいう。
- 七 停船検査 外國軍用品等を輸送しているかどうかを確かめたため、船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客（以下「乗組員等」という。）に対して必要な質問をするることをいう。
- 八 回航措置 停船検査を行つた船舶の船長等に対し、我が国の港（政令で指定するものに限る。第二十八条第一項において同じ。）へ回航すべき旨を命じ、当該命令の履行を確保するため必要な監督をすることをいう。

第二章 外國軍用品等の海上輸送の規制（海上自衛隊の部隊による措置）

第三条 第四章の規定による措置その他この法律に基づく手続を実施するに当たり、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつては、これを遵守しなければならない。

（海上自衛隊の部隊による措置）

第四条 防衛大臣は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が國領海、外国の領海（海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。）又は公海において外國軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に同項の規定による措置を命ずることができる。

（関係機関等に対する周知）

第五条 防衛大臣は、前項の規定による命令をするとときは、直ちに、外務大臣にその旨を通知するものとする。

第三章 外國軍用品審判所（設置）

第六条 外國軍用品審判所は、艦長等が停船検査を行つた船舶に係る事件（以下単に「事件」といふ。）の調査及び審判を行うことを任務とする。

（任務）

第七条 防衛省に、臨時に、特別の機関として、外國軍用品審判所を置く。

（設置）

第八条 外國軍用品審判所の設置の場所及び期間は、政令で定める。

（政令）

（外國軍用品審判所の設置の場所及び期間は、政令で定める。）

<p>(所掌事務)</p> <p>第九条 外国軍用品審判所は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 事件について必要な調査に關すること。</p> <p>二 審判に關すること。</p> <p>三 審決の執行に關すること。</p> <p>(外国軍用品審判所長)</p>	
<p>第十条 外国軍用品審判所の長は、外国軍用品審判所長とし、第十二条第一項の審判官をもつて充てる。</p> <p>(停船検査)</p>	
<p>第一節 停船検査</p> <p>第一 検査の実施</p> <p>(停船検査)</p> <p>第二 検査の方法</p> <p>(停船検査)</p>	<p>第十一條 外国軍用品審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に、支部を置くことができる。</p> <p>第十二條 外国軍用品審判所に審判官及び事務官を置く。</p> <p>第十三條 審判官は、法律(國際法規を含む)、防衛又は政令で定める。</p> <p>第十四條 審判官は、命を受け、事務に従事する。</p> <p>(審判官の職権の独立)</p> <p>第十五条 審判官は、独立してその職権を行う。(構成)</p> <p>第十六条 外国軍用品審判所は、審判官五名をもつて構成する合議体で、事件について必要な調査及び審判を行う。</p> <p>第十七条 合議体の合議は、過半数により決する。</p> <p>第十八条 外国軍用品審判所長は、各事件について、第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。</p> <p>第十九条 審判官のうち一人を審判長として指定した。</p> <p>第二十条 審判官は、その事件について必要な調査及び審判に於ける事務を総理する。</p> <p>(事務局)</p>
<p>第二章 検査</p> <p>第一 検査の実施</p> <p>(停船検査)</p>	<p>第二十一条 外国軍用品審判所の事務を処理させるため、外国軍用品審判所に事務局を置く。</p> <p>第二十二条 事務局の内部組織は、政令で定める。</p> <p>第二十三条 停船検査及び回航措置</p>
<p>第二節 検査の実施</p> <p>(停船検査)</p>	<p>第二十四条 船上検査官は、船上検査を行う間は、乗組員等(船長等を除く)に対し、許可を得ないでその場所に出入りすることを禁止することができる。(身分証明書の提示等)</p> <p>第二十五条 船上検査官は、船上検査を行つたときは、直ちにその結果を艦長等に報告しなければならない。</p> <p>(停船検査の終了)</p>
<p>第三節 回航措置</p> <p>(回航措置)</p>	<p>第二十六条 艦長等は、前条の報告を受けたときは、次条第一項の規定による引渡しの求め又は第二十八条第一項の規定による命令をするときは、速やかに、停船検査を終了しなければならない。</p> <p>(回航監督官の派遣)</p>
<p>第四節 通報</p> <p>(通報)</p>	<p>第二十七条 第二十五条の報告を受けた艦長等は、当該報告に係る船舶の積荷が外国軍用品であると認められ、かつ、当該積荷をその自衛艦に收容することができる場合において、第六条第四項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該船舶の船長等に対し、当該積荷の引渡しを求めることができる。</p> <p>第二十八条 艦長等は、前項の引渡しを受けたときは、調書を作成し、当該船舶の船長等に交付しなければならない。</p> <p>(回航監督官の権限)</p>
<p>第五節 附則</p> <p>(附則)</p>	<p>第二十九条 艦長等は、前条第一項の規定による命令をしたときは、船上検査官に、当該船舶の船舶書類及びその積荷のうち外国軍用品であるもの(外国軍用品の疑いがあるものを含む)の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。</p> <p>(回航監督官の派遣)</p> <p>第三十条 艦長等は、第二十八条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令の履行の確保に必要な監督をさせるため、海上自衛隊の三等海尉以上の自衛官を当該命令に係る船舶(以下「回航船舶」という)に乗り込ませるものとする。</p> <p>(船長等に対する告知)</p> <p>第三十一条 前条の自衛官(以下「回航監督官」という)は、回航船舶に乗船したときは、その船長等に対し、第二十八条第一項の規定による命令の内容及び回航措置の手続に關するものとす。</p> <p>(回航監督官の権限)</p> <p>第三十二条 回航監督官は、第二十八条第一項の規定による命令の履行の確保又は航行の安全若しくは船内の秩序維持のため必要があると認め</p>

と認めるときは、これを公開しないことができる。

(審判長の権限)

第四十九条 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判の秩序を維持する。

二 审判長は、審判を妨げる者に対し退庭を命じ、その他審判廷の秩序を維持するため必要な措置をとることができる。

(証拠の取調べ) 外国軍用品審判所は、申立により、又は職権で、必要な証拠を取り調べることができるものとする。

第五十条 外国軍用品審判所は、申立により、又は職権で、必要な証拠を取り調べることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号) 第百四十三条、第一百四十四条から第二百四十七条まで、第一百四十九条、第一百五十四条から第二百五十六条まで、第一百六十五条及び第二百六十六条の規定は、外国軍用品審判所が、審判に際して、参考人を審問し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。この場合において、同法第二百四十三条及び第二百六十五条中「裁判所」とあるのは、「外国軍用品審判所」と、同法第二百四十四条及び第二百四十五条第一項中「尋問する」とあるのは、「審問する」と、同法第二百四十九条ただし書中、「証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く)」その他の裁判所の規則で、とあるのは、「その他外国軍用品審判所が」と、同法第二百五十五条第一項中「尋問しなければ」とあるのは、「審問しなければ」と読み替えるものとする。

(利害関係者の意見の陳述等)

第五十一条 第四十六条第二項又は第四項の規定により意見書を提出した利害関係者又はその代理人は、外国軍用品審判所に対し、審判廷における意見の陳述を申し出、又は証拠を提出することができる。

2 外国軍用品審判所は、前項の申出があるときは、審判の期日において、その意見を陳述せらるものとする。ただし、審判の状況その他の事情を考慮して、相当地ないと認めるときは、意見の陳述に代えて意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。(審決)

第五十二条 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二条第二号イに該当する外国軍

用品であると認めるときは、当該積荷について廃棄の審決をしなければならない。

2 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二条第二号ロからチまでのいずれかに該当する外国軍用品であると認めるときは、当該積荷について輸送停止の審決をしなければならない。

3 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二条第二号リからヲまでのいずれかに該当する外国軍用品であると認める場合において、必要があると認めると認めるときは、当該積荷について輸送停止の審決をしなければならない。

4 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、第三十四条の規定による送致を受けた事件に係る船舶が外国軍用品等を輸送しており、かつ、第六条第四項各号のいずれかに該当すると認める場合において、当該船舶が外国軍用品等の海上輸送を反復して行うことを防止するため必要があると認めるときは、航行停止の審決をしなければならない。

5 外国軍用品審判所は、審判手続を経た後、第六条各項に規定する場合のいずれにも該当しないと認めるときは、その旨を明らかにする審決をしなければならない。

(証拠による事實認定) 第五十三条 前条の審決においては、公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならない。(審決の方式)

第五十四条 第五十二条の審決においては、認定した事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

(審決による事實認定) 第五十五条 審決は、審判廷における言渡しによつてその効力を生ずる。(審決の公告)

第五十六条 外国軍用品審判所は、第五十二条の審決をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(審決の取消し)

第五十七条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、当該審決に係る積荷又は船舶についてその所有権の移転、仕向地の変更その他の事由により当該審決の要件である事実が消滅し、又は当該事実に変更があったと認めるときは、審決をもつてこれを取り消すことができる。

2 外国軍用品審判所は、審決執行官は、第五十二条第四項の審決があつたときは、第二十条第一号に掲げる書類その他の当該審決に係る船舶の航行のため必要な文書を取り上げて保管するとともに、買受人がないものを廃棄することができる。

(航行停止の審決の執行)

第六十条 この法律に定めるもののほか、外国軍用品審判所の審判の手続に関する必要な事項は、防衛省令で定める。

第六十一条 この法律に定めるもののほか、外国軍用品審判所の審判の手続に関する必要な事項は、防衛省令への委任

第六十二条 利害関係者は、外国軍用品審判所長が指定する外國軍用品審判所の事務官(以下「審決執行官」という。)がこれを執行する。

(審決の執行者)

第六十三条 審決執行官は、第五十二条第一項の審決があつたときは、当該審決に係る積荷の無害化のための措置を講じた上で、これを廃棄しなければならない。

(廃棄の審決の執行)

第六十四条 審決執行官は、第五十二条第二項又是第三項の審決があつたときは、当該審決に係る積荷を占有して保管しなければならない。

(輸送停止の審決の執行)

第六十五条 審決執行官は、第五十二条第二項又是第三項の審決があつたときは、当該審決に係る積荷が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これを充却してその代価を保管することができる。

2 審決執行官は、前項の積荷が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これを充却してその代価を保管することができる。

(参考人等の費用の請求)

第六十六条 第四十二条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(乗組員等への便宜供与)

第六十七条 国は、前条の補償を行つた場合においては、同一の事由については、その額の限度において、国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)又は民法(明治二十九年法律第十九号)による損害賠償の責めを免れる。

第六十八条 第四十二条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(参考人等への便宜供与)

第六十九条 外国軍用品審判所は、第四十条第一項又は第六十四条の規定により出航を禁止された船舶の乗組員等の本邦への上陸又は本邦からの出国に際して、これらの者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)等の法令による手続を行う場合においてその手続を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

三項の審決を取り消す審決があつたときは、第六十三条第一項又は第二項の規定により保管する当該審決に係る積荷又はその代價をその返還を受けるべき者に還付しなければならない。

2 第四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 審決執行官は、第五十七条又は第五十八条の規定により、第五十二条第四項の審決を取り消す審決があつたときは、取り消された審決に係る船の船長等に前条の規定により保管する文書を還付するとともに、当該船舶の出航を許されなければならない。

4 第四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(行政手続法の適用除外)

第七十条 この法律に基づく処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

第七十一条 この法律に基づく処分については、審査請求をすることができない。(審査請求の制限)

第七十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第七十三条 第五十条第二項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第七十四条 第四十五条第一項(第四十一条第一項(第四十一条第一項第一号又は第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者は、六ヶ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 第四十一条第一項(第四十一条第一項第一号又は第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第四十九条第二項の規定による審判長の命令に従わなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

抄

附 則 (平成一八年一二月二一日法律第十一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公報の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、はなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十二条 附則第五条の規定(公布の日)

第十三条 附則第五条の規定(施行の日)

第十四条 附則第五条の規定(施行の日)

第十五条 附則第五条の規定(施行の日)

第十六条 附則第五条の規定(施行の日)

第十七条 附則第五条の規定(施行の日)

第十八条 附則第五条の規定(施行の日)

第十九条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十一条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十二条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十三条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十四条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十五条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十六条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十七条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十八条 附則第五条の規定(施行の日)

第二十九条 附則第五条の規定(施行の日)

第三十条 附則第五条の規定(施行の日)

第三十一条 附則第五条の規定(施行の日)

第三十二条 附則第五条の規定(施行の日)

第三十三条 附則第五条の規定(施行の日)

第三十四条 附則第五条の規定(施行の日)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日)

二 第五百九条の規定(施行の日)

三 第五百九条の規定(施行の日)

四 第五百九条の規定(施行の日)

五 第五百九条の規定(施行の日)

六 第五百九条の規定(施行の日)

七 第五百九条の規定(施行の日)

八 第五百九条の規定(施行の日)

九 第五百九条の規定(施行の日)

十 第五百九条の規定(施行の日)

十一 第五百九条の規定(施行の日)

十二 第五百九条の規定(施行の日)

十三 第五百九条の規定(施行の日)

十四 第五百九条の規定(施行の日)

十五 第五百九条の規定(施行の日)

十六 第五百九条の規定(施行の日)

十七 第五百九条の規定(施行の日)

十八 第五百九条の規定(施行の日)

十九 第五百九条の規定(施行の日)

二十 第五百九条の規定(施行の日)

二十一 第五百九条の規定(施行の日)

二十二 第五百九条の規定(施行の日)

二十三 第五百九条の規定(施行の日)

二十四 第五百九条の規定(施行の日)

二十五 第五百九条の規定(施行の日)